

○職務質問指導班運用要領の制定について(通達甲)

平成28年 3月15日

地域発第78号

改正 平成30年 3月26日地域発第85号

(警務、学校)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

職務質問指導班の運用に関し「職務質問指導班運用要領の制定について(例規)」(平成20年4月1日地域発第158号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、職務質問指導班の運用に関し別添のとおり「職務質問指導班運用要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

職務質問指導班運用要領

第1 趣旨

この要領は、職務質問指導体制を確立し、地域警察官に対する職務質問技能の向上及び伝承を図るため県本部地域課に設置する職務質問指導班(以下「指導班」という。)の運用、派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

指導班の任務は、次のとおりとする。

- 1 所属(県本部地域課を除く。以下同じ。)に対する巡回指導
- 2 職務質問準技能指導員、職場実習指導員及び県本部地域課長(以下「地域課長」という。)が必要であると認める者に対し、期間を限定して行う同行指導
- 3 警察学校と連携した職務質問教養
- 4 その他職務質問の知識及び技能の向上に必要と認められる事項についての指導教養

第3 運用等

- 1 地域課長は、指導班を所属に派遣しようとするとき(2の要請に基づき派遣する場合を除く。)は、派遣先の所属長と事前協議の上、別記様式1の職務質問指導班派遣計画書により、生活安全部長の承認を得て、当該所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、指導班の派遣を希望するときは、別記様式2の職務質問指導班派遣要請書により、地域課長を経由して生活安全部長に派遣を要請するものとする。
- 3 指導班は、派遣されている期間は、当該派遣先の所属長の指揮監督に服するものとする。

第4 結果報告等

地域課長は、第3の1及び2により指導班を派遣したときは、その結果を別記様式3の職務質問指導班派遣結果通知書により生活安全部長に報告した上で、派遣先の所属長に通知するものとする。

(別記様式省略)